

第6節 音 樂

1 改訂のポイント

(1) 目標

<音楽科の目標>

表現及び鑑賞の活動を通して、
音楽を愛好する心情と
音楽に対する感性を育てるとともに、
音楽活動の基礎的な能力を培い、
豊かな情操を養う。

これまでの目標を踏襲し、学校教育において児童の全人的な育成を担う音楽科の役割について、基本理念を変えていない。心情、感性、能力といった、児童の情意面と能力面とを互いに関連させ合いながら育てることによって「豊かな情操を養う」ことが実現する。

(2) 内容構成の改善

表現及び鑑賞の2領域で構成しつつ、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となる【共通事項】を新たに設けた。表現領域は、歌唱、器楽、音楽づくりの3分野ごとに示した。

(3) 【共通事項】の新設

「A 表現」

- (1) 歌唱の活動
- (2) 器楽の活動
- (3) 音楽づくりの活動
- (4) 表現教材

「B 鑑賞」

- (1) 鑑賞の活動
- (2) 鑑賞教材

【共通事項】

- (1) 共通に指導する内容

表現活動及び鑑賞活動において共通に必要となる能力を示した【共通事項】を新設した。「音楽を形づくっている要素のうち『音楽を特徴付けている要素』『音楽の仕組み』を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ること」「音符、休符、記号や音楽にかかる用語について、音楽活動を通して理解すること。」を示している。【共通事項】は、それのみを授業で扱うのではなく、表現及び鑑賞の各活動の中で扱うよう留意する。

(4) 歌唱共通教材の充実

※平成21年度から先行実施

【現行学習指導要領】

第1～4学年 4曲中3曲
第5・6学年 4曲中2曲

【新学習指導要領】

第1～4学年 4曲すべて
第5・6学年 4曲中3曲

※歌唱共通教材について必ず指導する曲数を増加

(5) 音楽づくりについて

音遊びや即興的に表現することを通して音の面白さに気付いたり、音楽づくりの様々な発想をもったりすることを重視するなど「音楽をつくって表現できるようにする」から「音楽づくり」へ内容の改善を図った。音を音楽に構成する過程を大切にし、【共通事項】に示す音楽の仕組みを手がかりにして、児童が思いや意図をもって音楽をつくるようにすることの重要性を示している。

(6) 鑑賞教材における我が国の音楽の充実

我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、鑑賞教材選択の観点について、これまでの第5学年及び第6学年に位置付けていた我が国の音楽を第3学年及び第4学年にも新たに位置付けている。

(7) 言語活動の充実

感じ取ったことを言葉で表すなどの活動を位置付けることによって、楽曲や演奏の楽しさに気が付いたり、楽曲の特徴や演奏のよさに気が付いたり理解したりする能力が高まるよう改善を図った。受動的になりがちであった鑑賞の活動を、児童の能動的で創造的な鑑賞活動になるよう「紹介文にする」「教師や友達と意見交換する」などの活動を工夫する必要がある。

2 指導計画作成上の留意点

<指導計画作成上の配慮事項>

(1) 「共通事項」の指導

指導計画の作成に当たっては、各領域の指導項目と〔共通事項〕で示しているア、イとの関連を図り、年間を通して継続的に取り扱うように工夫する。

※音符、休符、記号や音楽にかかる用語については、児童の実態に即して、6年間を通じて理解できるようになることが大切である。

ア 音楽を形づくっている要素を聴き取ることとその働きを感じ取ること

(ア) 音楽を特徴付けている要素

音色・リズム・速度・旋律・強弱・拍の流れやフレーズ・音の重なり・音階や調・和声の響き

(イ) 音楽の仕組み

反復・問い合わせと答え・変化・音楽の縦と横の関係 →解説音楽編 p. 65

イ 音符、休符、記号や音楽にかかる用語を理解すること

音符、休符、記号や音楽にかかる用語の指導については、単にその名称や意味を知ることだけでなく、児童がその有用性を実感しながら意味や働きを理解し、表現や鑑賞の活動に用いていくようになることが重要

→解説音楽編 p. 76

(2) 表現形態の選択

第5学年及び第6学年の「A表現」の指導に当たっては、学校や児童の実態等に応じて、合唱や合奏、重唱や重奏などの表現形態を選んで学習できるようにすること。

※児童の主体的な学習活動を活発に進めるようになることが大切である。

(3) 国歌「君が代」の指導

「国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること」とし、国歌「君が代」の指導の趣旨を明確化した。

(4) 他教科と幼稚園等との関連

低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮したりすること。

(5) 道徳教育との関連

道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

※道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

<内容の取扱いと指導上の配慮事項>

(1) 体を動かす活動

音楽との一体感を味わい、想像力を働かせて音楽とかかわることができるよう、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れること。

※体を動かすこと自体をねらいとするのではなく、音楽を感じ取る趣旨を踏まえた体験活動であることに留意する必要がある。

(2) 和音や和声の取扱い

合唱や合奏の活動を通して和音のもつ表情を感じ取ることができるようにすること。また、長調及び短調の楽曲においては、I, IV, V及びV₇などの和音を中心に指導すること。

※理論的な指導に偏るのでなく、児童の音楽的な感覚に訴えるとともに、具体的な活動を通して指導することが必要である。

(3) 歌唱の指導の取扱い**ア 移動ド唱法について**

相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

イ 歌唱教材について

共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

ウ 変声期について

変声以前から自分の声の特徴に关心をもたせるとともに、変声期の児童に対して適切に配慮すること。

(4) 楽器の選択について

学校や児童の実態に応じて選ぶようにすることが大切である。

ア 打楽器

木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて演奏の効果を考慮して選択すること。

イ 第1・2学年

様々な打楽器、オルガン、ハーモニカなどの中から選択すること。

ウ 第3・4学年

既習の楽器を含め、リコーグーダーや鍵盤楽器などの中から選択すること。

エ 第5・6学年

既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から選択すること。

(5) 音楽づくりの指導の取扱い**ア 音遊びや即興的な表現**

リズムや旋律を模倣したり、身近なものから多様な音を探したりして、音楽づくりのための様々な発想ができるように指導すること。

※児童一人一人の発想のよさを認め、それらを共有するような活動を考えることが大切である。

イ 記譜の指導

つくった音楽の記譜の仕方について、必要に応じて指導すること。

※児童の実態や活動の内容に応じて工夫する。

ウ 多様な音楽から

拍節的でないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

(6) 音符、休符、記号等

各学年の〔共通事項〕のイの「音符、休符、記号や音楽にかかわる用語」については、児童の学習状況を考慮して取り扱う。

※特に配当学年は示していない。6年間を通した継続的な指導計画に沿って、音楽活動を通して徐々に身に付けていくようにすることが大切である。

3 Q & A

Q 1 鑑賞の活動のポイントは何ですか。

鑑賞活動を充実するため、楽曲全体にわたって味わう能力の育成を重視しています。部分を聴いて感じる力よりも、部分と部分のかかわり合い、楽曲全体を鑑賞する能力を育成するよう、下記のような指導事項が設けられました。

【指導事項】

	ア 楽曲を全体にわたり感じ取ること	イ 楽曲の構造を理解して聴くこと	ウ 楽曲の特徴や演奏のよさを理解すること
低	楽曲の気分を感じ取って聴くこと	音楽を形づくつている要素のかかわり合いを感じ取って聴くこと	楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲や演奏の楽しさに気付くこと
中	曲想とその変化を感じ取って聴くこと	音楽を形づくつている要素のかかわり合いを感じ取り、楽曲の構造に気を付けて聴くこと	楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさに気付くこと
高	曲想とその変化などの特徴を感じ取って聴くこと	音楽を形づくつている要素のかかわり合いを感じ取り、楽曲の構造を理解して聴くこと	楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさを理解すること

Q 2 鑑賞の活動における言語活動の充実とは何ですか。

これまで、子どもにとって受け身の活動になりがちであった鑑賞の活動に言語活動を積極的に取り入れることによって、能動的な鑑賞態度を育てることが可能になります。

具体的には、感じたことを言葉で発表したり、友達と意見交換したりする活動などを通して、友達の感じ方を知ったり、自分の感じ方を深めたりします。

ただし、鳴り響く音や音楽に耳を傾け、音楽そのもののよさや美しさをじっくり味わう鑑賞教育の本質を見失わないことが大切です。言語化する活動を優先させることによって、表面的な言葉の羅列にならないよう留意し、感じたことの理由を音楽の中から発見させ、聞き取ったことと感じ取ったことのつながりを表せるようにしていく指導の工夫が必要です。

Q 3 歌唱共通教材の取り扱う楽曲数が増えたのはどうしてですか。

今回の改訂では、唱歌や民謡、郷土に伝わる歌について、さらに取り上げることとされています。日本のよき音楽文化を世代を超えて歌い継いでいくために、低・中学年が4曲中3曲から4曲すべてを扱うこと、高学年では、4曲中2曲から4曲中3曲を含めて扱うようになりました。

愛唱歌や季節の歌というだけの扱いではなく、題材のねらいを達成するための一つの教材として、各学年の題材の中に位置付けることが大切です。

Q 4 思いや意図をもって表現することを重視しているわけは何ですか。

これまで楽曲を表現する際、ともすると教師主導の受け身的な学習が少なからず見受けられました。児童が主体的に創造的な表現活動を行うために必要なことは、「ここは優しく柔らかい感じにしたい」「ここからはだんだん大きく盛り上げていきたい」等、児童自らが表現の工夫を考えることが大切になります。つまり、豊かな表現を目指すためには、思いや意図をもつことはきわめて重要なことであるということです。思いや意図をもつための手がかりとなるのは「曲想」です。これは、一つ一つの楽曲が固有にもっている「気分」「雰囲気」「表情」「味わい」等です。

音楽を形づくっている要素や仕組みと関連させて、児童自ら考え、試行錯誤し、よりよい表現を思考・判断して、主体的な活動に取り組むことが大切です。